

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和6年9月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	10件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	10件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300790号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400049号

第1 結論

請求者のA社における令和2年8月1日から令和3年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年8月から令和3年5月までの各月の標準報酬月額については、24万円を62万円とする。

令和2年8月から令和3年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年8月1日から令和3年6月1日まで

A社に対して、未払い賃金等の支払いを求めて裁判を行ったところ、和解が成立し、同社から差額の賃金が支払われたが、請求期間の標準報酬月額について、当該賃金が含まれていないので、それを含めた額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は24万円と記録されているところ、A社から提出された賃金台帳並びに請求者(請求者の訴訟代理人弁護士を含む。)から提出されたB地方裁判所における未払賃金等請求事件に係る判決書、C高等裁判所における未払賃金請求控訴事件に係る第6回弁論準備手続調書(和解)及び預金通帳により、請求者は同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬の支払いを受けていたことが確認できる。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(24万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(24万円)と同じ額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

一方、日本年金機構は、前述の賃金台帳、未払賃金等請求事件に係る判決書等を基に、事業主から届出されるべき請求者の資格取得時の報酬月額に見合う標準報酬月額は62万円が妥当である旨回答しており、当該標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(24万円)よりも高い額であることから、請求期間の標準報酬月額を62万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400062号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400050号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成25年3月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年3月から同年8月までの各月の標準報酬月額については、15万円を20万円とする。

平成25年3月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年3月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成25年3月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年3月から同年8月までの各月の標準報酬月額は20万円(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額)を24万円とする。

平成25年3月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年3月1日から同年9月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務した請求期間について、標準報酬月額が15万円と記録されているが、給与明細書を見ると総支給額は約24万円であり、厚生年金保険料として1万6,766円が控除されている。

調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を、実際の給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳(以下「給与明細書等」という。)により、請求者が請求期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成25年3月から同年8月までの各月の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥

当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、年金事務所が保管している請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする当該届が提出され、その結果、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 日本年金機構の回答、給与明細書等により、請求者の請求期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成25年3月から同年8月までの各月の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

ただし、平成25年3月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300775号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400051号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年3月1日から平成24年1月1日まで

A社において、平成22年2月半ばから勤務し、平成23年3月1日に厚生年金保険に加入したが、年金記録では、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成24年1月1日と記録されている。

しかし、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたので、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を平成24年1月1日から平成23年3月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされているところ、A社から提出された請求者に係る人事記録によると、入社年月日欄に「2012/01/01」と記されている上、同社は、請求者の入社年月日は平成24年1月1日であり、請求期間に勤務した記録はない旨回答している。

また、A社に係るオンライン記録において、平成23年3月1日、同年4月1日及び平成24年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者に照会したが、これらの者から、同社における請求者の入社時期を明らかとする回答は得られなかった。

さらに、A社の担当者は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成24年1月1日であり、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することはない旨陳述している。

加えて、オンライン記録によると、請求期間において、請求者は国民年金第1号被保険者であり、請求者の申請により当該期間の国民年金保険料が全額免除されている上、B市C区の回答によると、請求期間において、請求者は国民健康保険の被保険者である。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300846号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400052号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成28年12月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年12月から平成30年8月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成28年12月から平成30年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月から平成30年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年12月1日から平成29年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年12月から平成29年5月までの各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとする。

平成28年12月から平成29年5月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成29年12月、平成30年12月、令和元年8月、同年12月、令和2年8月及び同年12月の賞与支払年月日及び標準賞与額については、別表3のとおり訂正することが必要である。

なお、令和2年8月の賞与支払年月日については、厚生年金保険被保険者記録によると、同月3日と記録されているが、別表3のとおり同月2日とすることが必要である。

平成29年12月25日、平成30年12月25日、令和元年8月9日、同年12月25日、令和2年8月2日及び同年12月25日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月25日、平成30年12月25日、令和元年8月9日、同年12月25日、令和2年8月2日及び同年12月25日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年12月1日から平成30年9月1日まで
② 平成29年12月
③ 平成30年12月
④ 令和元年8月
⑤ 令和元年12月
⑥ 令和2年8月
⑦ 令和2年12月

請求者から委任を受けたA社の事業主は、従業員から厚生年金保険の記録が相違していると指摘を受け、同社が保管する賃金台帳を確認したところ、請求者の請求期間①のうち、平成28

年12月1日から平成29年9月1日までの期間に係る標準報酬月額が、給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。

また、請求期間①のうち、平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間における標準報酬月額及び請求期間②から⑦までの各期間における標準賞与額に係る届書を日本年金機構に提出したところ、当該各届出に基づく記録が年金給付に反映されない記録となっている。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社から提出された賃金台帳によると、請求者は同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る各月の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間のうち、平成28年12月1日から平成29年9月1日までの期間について、請求者の当該期間に係る報酬月額を誤って届け、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、請求期間①のうち、平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成28年12月1日から平成29年6月1日までの期間について、前述の賃金台帳を基に日本年金機構が回答した請求者の資格取得時に決定されるべき標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間①のうち平成28年12月1日から平成29年6月1日までの期間に係る各月の標準報酬月額については、別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、別表2の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②から⑦までの各期間について、A社から提出された賃金台帳及び賞与明細書によると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表3のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間②から⑤までの各期間及び請求期間⑦に係る賞与支払年月日については、A社から提出された同社の預金通帳の振込年月日から、別表3のとおりとすることが妥当である。

さらに、請求期間⑥に係る賞与支払年月日については、日本年金機構が保管するA社が提出した賞与支払届により、厚生年金保険被保険者記録では令和2年8月3日と記録されているが、同社の預金通帳の振込年月日から、別表3のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑦までの各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成28年12月から平成29年5月まで	11万8,000円	13万4,000円
平成29年6月から同年8月まで		14万2,000円
平成29年9月から平成30年8月まで		20万円

別表2【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成28年12月から平成29年5月まで	13万4,000円（※）	14万2,000円

（※）厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額

別表3【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成29年12月25日	5万円
平成30年12月25日	4万5,000円
令和元年8月9日	4万円
令和元年12月25日	4万5,000円
令和2年8月2日	20万円
令和2年12月25日	10万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300848号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400053号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成29年3月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年3月から同年8月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成29年3月から同年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成29年12月、令和2年8月及び同年12月の賞与支払年月日及び標準賞与額については、別表2のとおり訂正することが必要である。

なお、令和2年8月の賞与支払年月日については、厚生年金保険被保険者記録によると、同月3日と記録されているが、別表2のとおり同月2日とすることが必要である。

平成29年12月25日、令和2年8月2日及び同年12月25日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月25日、令和2年8月2日及び同年12月25日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年3月1日から同年9月1日まで
② 平成29年12月
③ 令和2年8月
④ 令和2年12月

請求者から委任を受けたA社の事業主は、従業員から厚生年金保険の記録が相違していると指摘を受け、同社が保管する賃金台帳を確認したところ、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は給与支給額に見合う標準報酬月額と相違している。

また、請求者の請求期間②から④までの各期間に係る賞与支払届を日本年金機構に提出したところ、当該各届出に基づく記録が年金給付に反映されない記録となっている。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、請求期間①に係る本来の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、当該期間に係るオンライン記録における標準報酬月額と同じ

額であることから、厚生年金特例法による記録訂正は認められない。

一方、前述の賃金台帳を基に日本年金機構が回答した請求者の資格取得時に決定されるべき標準報酬月額、オンライン記録により確認できる請求期間①の標準報酬月額よりも高い額であることから、当該期間に係る各月の標準報酬月額は、別表1のとおりとすることが妥当である。

ただし、別表1の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 請求期間②から④までの各期間について、A社から提出された賃金台帳及び賞与明細書によると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間②から④までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間②及び④に係る賞与支払年月日については、A社から提出された同社の預金通帳の振込年月日から、別表2のとおりとすることが妥当である。

さらに、請求期間③に係る賞与支払年月日については、日本年金機構が保管するA社が提出した賞与支払届により、厚生年金保険被保険者記録では令和2年8月3日と記録されているが、同社の預金通帳の振込年月日から、別表2のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から④までの各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表1 【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成29年3月から同年8月まで	9万8,000円	12万6,000円

別表2 【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成29年12月25日	3万円
令和2年8月2日	10万円
令和2年12月25日	5万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300850号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400054号

第1 結論

- 1 請求者のA社における令和2年5月1日から令和3年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年5月から令和3年1月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

令和2年5月から令和3年1月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年5月から令和3年1月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成30年12月、令和元年8月、同年12月、令和2年8月及び同年12月の賞与支払年月日及び標準賞与額については、別表2のとおり訂正することが必要である。

なお、令和2年8月の賞与支払年月日については、厚生年金保険被保険者記録によると、同月3日と記録されているが、別表2のとおり同月2日とすることが必要である。

平成30年12月25日、令和元年8月9日、同年12月25日、令和2年8月2日及び同年12月25日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月25日、令和元年8月9日、同年12月25日、令和2年8月2日及び同年12月25日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成4年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年5月1日から令和3年2月1日まで

② 平成30年12月

③ 令和元年8月

④ 令和元年12月

⑤ 令和2年8月

⑥ 令和2年12月

請求者から委任を受けたA社の事業主は、従業員から厚生年金保険の記録が相違していると指摘を受け、同社が保管する賃金台帳を確認し、請求者の請求期間①における標準報酬月額及び請求期間②から⑥までの各期間における標準賞与額に係る届書を日本年金機構に提出したところ、当該各届出に基づく記録が年金給付に反映されない記録となっているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社から提出された賃金台帳によると、請求者は同社からオンライン

記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る各月の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑥までの各期間について、A社から提出された賃金台帳及び賞与明細書によると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑥までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間②から④までの各期間及び請求期間⑥に係る賞与支払年月日については、A社から提出された同社の預金通帳の振込年月日から、別表2のとおりとすることが妥当である。

さらに、請求期間⑤に係る賞与支払年月日については、日本年金機構が保管するA社が提出した賞与支払届により、厚生年金保険被保険者記録では令和2年8月3日と記録されているが、同社の預金通帳の振込年月日から、別表2のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑥までの各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
令和2年5月から令和3年1月まで	22万円	26万円

別表2【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成30年12月25日	4万5,000円
令和元年8月9日	5万5,000円
令和元年12月25日	6万円
令和2年8月2日	25万円
令和2年12月25日	12万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300851号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400055号

第1 結論

- 1 請求者のA社における令和2年9月1日から令和3年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和2年9月から令和3年1月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

令和2年9月から令和3年1月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年9月から令和3年1月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成30年8月、同年12月、令和元年8月、同年12月、令和2年8月及び同年12月の賞与支払年月日及び標準賞与額については、別表2のとおり訂正することが必要である。

なお、令和2年8月の賞与支払年月日については、厚生年金保険被保険者記録によると、同月3日と記録されているが、別表2のとおり同月2日とすることが必要である。

平成30年8月10日、同年12月25日、令和元年8月9日、同年12月25日、令和2年8月2日及び同年12月25日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月10日、同年12月25日、令和元年8月9日、同年12月25日、令和2年8月2日及び同年12月25日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 令和2年9月1日から令和3年2月1日まで
② 平成30年8月
③ 平成30年12月
④ 令和元年8月
⑤ 令和元年12月
⑥ 令和2年8月
⑦ 令和2年12月

請求者から委任を受けたA社の事業主は、従業員から厚生年金保険の記録が相違していると指摘を受け、同社が保管する賃金台帳を確認し、請求者の請求期間①における標準報酬月額及び請求期間②から⑦までの各期間における標準賞与額に係る届書を日本年金機構に提出したところ、当該各届出に基づく記録が年金給付に反映されない記録となっているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社から提出された賃金台帳によると、請求者は同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る各月の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑦までの各期間について、A社から提出された賃金台帳及び賞与明細書によると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間②から⑤までの各期間及び請求期間⑦に係る賞与支払年月日については、A社から提出された同社の預金通帳の振込年月日から、別表2のとおりとすることが妥当である。

さらに、請求期間⑥に係る賞与支払年月日については、日本年金機構が保管するA社が提出した賞与支払届により、厚生年金保険被保険者記録では令和2年8月3日と記録されているが、同社の預金通帳の振込年月日から、別表2のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②から⑦までの各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
令和2年9月から令和3年1月まで	28万円	32万円

別表2【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成30年8月10日	7万円
平成30年12月25日	6万円
令和元年8月9日	6万5,000円
令和元年12月25日	6万円
令和2年8月2日	25万円
令和2年12月25日	12万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300853号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400056号

第1 結論

請求者のA社における令和2年12月の賞与支払年月日を令和2年12月25日とし、標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

令和2年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年12月

請求者から委任を受けたA社の事業主は、従業員から厚生年金保険の記録が相違していると指摘を受け、同社が保管する賃金台帳を確認し、請求者の請求期間に係る賞与支払届を日本年金機構に提出したところ、当該届出に基づく記録が年金給付に反映されない記録となっているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び賞与明細書によると、請求者は同社から請求期間に賞与の支払を受け、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、A社から提出された同社の預金通帳の振込年月日から、令和2年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300854号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400057号

第1 結論

請求者のA社における令和2年12月の賞与支払年月日を令和2年12月25日とし、標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

令和2年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年12月

請求者から委任を受けたA社の事業主は、従業員から厚生年金保険の記録が相違していると指摘を受け、同社が保管する賃金台帳を確認し、請求者の請求期間に係る賞与支払届を日本年金機構に提出したところ、当該届出に基づく記録が年金給付に反映されない記録となっているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び賞与明細書によると、請求者は同社から請求期間に賞与の支払を受け、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、A社から提出された同社の預金通帳の振込年月日から、令和2年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400070号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400058号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成29年8月1日から平成30年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年8月及び平成29年8月から平成30年7月までの各月の標準報酬月額については、別表1のとおりとする。

平成27年8月及び平成29年8月から平成30年7月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年8月及び平成29年8月から平成30年7月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成29年12月、平成30年8月、同年12月、令和元年8月、同年12月、令和2年8月及び同年12月の賞与支払年月日及び標準賞与額については、別表2のとおり訂正することが必要である。

なお、令和2年8月の賞与支払年月日については、厚生年金保険被保険者記録によると、同月3日と記録されているが、別表2のとおり同月2日とすることが必要である。

平成29年12月25日、平成30年8月10日、同年12月25日、令和元年8月9日、同年12月25日、令和2年8月2日及び同年12月25日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年12月25日、平成30年8月10日、同年12月25日、令和元年8月9日、同年12月25日、令和2年8月2日及び同年12月25日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月1日から同年9月1日まで
② 平成29年8月1日から平成30年8月1日まで
③ 平成29年12月
④ 平成30年8月
⑤ 平成30年12月
⑥ 令和元年8月
⑦ 令和元年12月
⑧ 令和2年8月
⑨ 令和2年12月

請求者から委任を受けたA社の事業主は、従業員から厚生年金保険の記録が相違していると指摘を受け、同社が保管する賃金台帳を確認し、請求者の請求期間①及び②における標準報酬月額並びに請求期間③から⑨までの各期間における標準賞与額に係る届書を日本年金機構に提

出したところ、当該各届出に基づく記録が年金給付に反映されない記録となっているので、調査の上、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、A社から提出された賃金台帳によると、請求者は同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る各月の標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、別表1のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③から⑨までの各期間について、A社から提出された賃金台帳及び賞与明細書によると、請求者は同社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③から⑨までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間③から⑦までの各期間及び請求期間⑨に係る賞与支払年月日については、A社から提出された同社の預金通帳の振込年月日から、別表2のとおりとすることが妥当である。

さらに、請求期間⑧に係る賞与支払年月日については、日本年金機構が保管するA社が提出した賞与支払届により、厚生年金保険被保険者記録では令和2年8月3日と記録されているが、同社の預金通帳の振込年月日から、別表2のとおりとすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑨までの各期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表1【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成27年8月	20万円	24万円
平成29年8月から平成30年7月まで	24万円	28万円

別表2【厚生年金特例法による訂正】

訂正期間	訂正後の標準賞与額
平成29年12月25日	7万円
平成30年8月10日	
平成30年12月25日	6万円
令和元年8月9日	6万5,000円
令和元年12月25日	6万円
令和2年8月2日	20万円
令和2年12月25日	11万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400137号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400021号

第1 結論

平成10年*月から平成11年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年*月から平成11年3月まで

二十歳となった当時、年金手帳が送られてきたので、A県B市C区役所に行き、窓口で国民年金保険料を免除できるか尋ねたが、免除はできないと言われたので、納付書を発行してもらい帰宅した。

免除できないという話を母に伝えたところ、お金を用意してくれたので、後日、C区役所の国民年金の窓口で、納付書により請求期間に係る国民年金保険料を納付した。

国の記録によると、請求期間に係る国民年金保険料が未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B市C区役所発行の納付書を使い、同区役所の国民年金の窓口において、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、B市が当時作成した請求者に係る収滞納リストによると、請求期間後の平成11年4月から平成12年3月までの各月については、申請免除の承認期間であることを示す記載が確認できるものの、請求期間に係る国民年金保険料が納付されたことを確認することはできず、これらの記録の状況はオンライン記録と一致している。

また、請求者は、母がお金を用意してくれたので、請求期間に係る国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、これらの事情を知っているとされる請求者の母から当時の事情を聴取することができない。

さらに、請求期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、記録管理の強化が図られている上、請求者が請求期間当時に国民年金保険料を納付するためには、現在の基礎年金番号とは別の基礎年金番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにおいて氏名検索を行ったが、請求者に対する別の基礎年金番号は確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300856号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400059号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の賞与支払年月日を平成21年7月31日とし、標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年7月

厚生年金保険の記録によると、A社における請求期間の賞与の記録はないが、私が保管する賞与の明細書によると、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る商業登記の記録により、請求期間後の代表取締役であり、代表清算人であったことが確認できる者(以下「元代表清算人」という。)及び請求期間当時の事務担当者は、当時、同社の経営悪化により資金不足であったため、平成21年7月分の賞与について、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額を最大6回に分割して、平成21年7月分から同年12月分までの給与に上乗せして支払った旨、及び当該賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)の支払年月日を平成21年12月30日として届け出た旨回答している。

また、元同僚から提出された「給与、賞与改定通知書(通知)」(平成21年4月4日付けA社作成)には、A社の経営が厳しい状況であることから、賞与については分割して毎月支給する旨の記載が確認でき、前述の元代表清算人及び請求期間当時の事務担当者の回答と符合している。

さらに、複数の元同僚から提出された給与に係る支給明細書、賞与に係る支給明細書及び預金通帳等の出入金記録から、請求期間の賞与については、各従業員の賞与額から社会保険料及び源泉所得税を控除した差引支給額が、その額に応じて1回から最大6回に分割され、分割回数に応じて平成21年7月分から同年12月分までの給与に上乗せして支払われたことが確認できる一方、日本年金機構が保管する賞与支払届に記載された支払年月日を平成21年12月30日とする賞与が支払われたことを確認することはできない。

加えて、前述の日本年金機構が保管する賞与支払届には、請求者及び複数の元同僚の平成21年7月分賞与に係る支給明細書の総支給額と一致する賞与支払額が記載されている上、事業主の金銭的な都合により賞与が分割支給された場合の日本年金機構における取扱いを踏まえると、事業主は支払年月日を平成21年7月31日とする賞与支払届を社会保険事務所(平成22

年1月以降は年金事務所)に提出する必要があったものと判断できる。

これらの事情のほか、請求者から提出された給与に係る支給明細書及び賞与に係る支給明細書により、請求者は、A社から請求期間に賞与の支払を受け、10万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、元同僚から提出された預金通帳等の出入金記録の振込年月日から平成21年7月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元代表清算人及び請求期間当時の事務担当者は、平成21年7月分の賞与について、支払年月日を平成21年12月30日とする賞与支払届を年金事務所に対して提出した旨回答している上、日本年金機構は、当該賞与支払届に基づき、請求者の標準賞与額を記録していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300774号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2400060号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月1日から平成22年12月1日まで

平成20年1月にA社に入社し、同年7月1日に厚生年金保険に加入したが、同社における厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間は、B店内に所在したA社の店舗において勤務し、厚生年金保険に加入していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされているところ、雇用保険の記録並びにA社から提出された請求者に係る源泉徴収票に記載の入社年月日及び退職年月日から、請求者が請求期間のうち平成21年1月31日以前の期間において、同社に勤務又は在籍していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る平成20年8月支給から平成21年2月支給の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の控除欄に厚生年金保険料額の記載が見当たらない上、同社は請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していない旨回答している。

また、A社の担当者は、請求者の退職日を平成21年1月31日と陳述しており、請求期間のうち同年2月1日以降の期間について、請求者が同社に勤務又は在籍していたことは確認できない上、オンライン記録によると、請求期間において、請求者は国民年金第1号被保険者として、請求者の申請により当該期間の国民年金保険料が全額又は半額免除されているところ、日本年金機構が保管する請求者に係る平成21年の国民年金保険料免除・納付猶予申請書には「21年1月にて失業」と記されている。

さらに、C市D区の回答によると、請求期間において、請求者は国民健康保険の被保険者である上、E労働局の回答によると、請求者は請求期間中の平成21年12月10日に求職の申込みを行い、待機満了後の同年12月17日から平成22年1月31日までの期間を支給期間とする46日分の基本手当を受給している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400151号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2400022号

第1 結論

昭和52年*月から昭和63年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年*月から昭和63年11月まで

請求期間について、私の国民年金の加入手続は母が行い、保険料も納付してくれていた。母に頼まれて、自身で2回、A町自治会の区長か班長に保険料を持参したことを覚えているが、請求期間の国民年金保険料が未納となっており、納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は国民年金の加入手続は母が行った旨主張しているが、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和60年10月23日にB市において職権適用により払い出されており、母が加入手続を行ったとする主張と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日(昭和52年*月*日)に係る処理年月日は、昭和60年11月28日であり、前記払出及び資格取得処理時点までは、請求者は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、時期は定かではないが母に頼まれて2回、自治会の役員に持参した旨主張しているが、当該役員及び請求者の保険料を納付していたとする母は既に亡くなっている上、請求者は保険料を2回持参したとする以外は納付に関与しておらず、請求者に係る国民年金保険料の納付状況について、確認することができない。

加えて、B市は、日本年金機構に移管済の資料以外に独自に管理している請求期間当時の資料はない旨回答し、同市A町において、請求期間当時、自治会が国民年金保険料の集金を行っていたか否かについても不明である旨回答している。

また、請求者が請求期間の始期から国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要であるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。